

## 春秋時代の縣について

増淵龍夫

戰國期以降の中國の專制君主權力の基盤となったものは、郡縣制である、といわれている。郡縣制とは、いうまでもなく、君主による、民とその土地との直接支配の體制である。その様な郡縣制の縣は、すでに春秋時代からはじまり、それは君主の直轄地であつて、卿大夫等の采邑領有が次第に強大化するのに對抗して、君主自らが自己の直轄地を確保するために設けられたものである、

と従來とかれてきた。縣は、春秋時代から始まるということ<sup>(1)</sup>は、古く顧炎武、姚鼐、趙翼等<sup>(2)(3)</sup>によつて指摘されており、その説は、わが國でもうけつがれ、いくつかの研究を生んでいる。しかしながら、どうも、そう云う解釋だけでは、理解出来ない問題が、春秋時代の縣には多く

ある。たしかに、左傳はじめその他の文獻に、縣ということばが、多く出て來る。しかし、同じ縣ということばで表現されながら、どうも、そこには一見性格を異にしたものがいくつがある様である。そのことについて重要な指摘をしたのは顧頡剛であつた。

春秋時代の縣について、比較的多くの史料がのこされているのは、楚と晋の縣についてである。楚の縣は、後述する様な問題をのぞけば、大體、従來の解釋で通らな<sup>(4)</sup>いことはない。例示的に、楚の申・息の縣について見て見よう。左傳莊公六年に「楚の文王、申を伐つ」とあり、同じく十四年の傳に「楚子、遂に息を滅す」とあり、そのことを追記した楚の子穀のことばの中に「彭仲爽は申の俘也、文王以て令尹となし、實に申・息を縣とす」(左傳襄公十七年)とあるから、楚の文王は、申・息の二國を

滅して、それを縣とした、ことを知ることが出来る。又、その後、楚の莊王のとき、令尹子重が、宋との戦いより凱旋して来て、「申・呂に取りて(申呂の田を分けて)以て賞田と爲さんことを請うた」ところ、楚王はそれを許したが、申公巫臣が「不可なり、此れ(この田)は、申・呂の邑たる所以也、是を以て賦を爲し、以て北方を御ぐなり。若し之を取らば(その田を分ければ)、申・呂無き也、晋・鄭必ずや漢(漢水流域)に至らん」と諫言したので、申・呂の田を賞田として家臣に分け與えようとする子重の意見は拒否された、と云う記事が左傳成公七年にある。これによって楚の縣、少くとも申縣は、楚の卿大夫の食邑として與えられることなく、楚の君主に直屬する直轄地であり、そこは軍賦提供の地として、楚の北方防衛のための重要な據點をなしたことが知られる。「申・息の師を以いて」と云うことがよく云われるから(例えば左傳僖二五、成六、襄二六等)、息縣も申と同様な關係にあったと考えてよい。そこに云う「申公巫臣」は、申の縣公であり、縣とされた申を管領するため、楚王から派遣任命されたものである。左傳昭公八年に、楚が二度目に陳國を滅して「穿封成をして陳の縣公たらしむ」

とある縣公がそれである。陳の縣公が略されて陳公と呼ばれた様に、申公とは申の縣公である。左傳莊公三十年の杜註に、申公を註して「申は楚は縣なり、楚は僭號して、縣尹は皆公を稱す」といっている様に、縣公は縣尹のことで左傳襄公二十六年には「穿封成は方域外の縣尹である」とある。

以上の様に、楚の縣の一例としてここに擧げた申は、戰國以降の縣は實は春秋時代からはじまっていると云う従来の通説に典型的な根據を與えているものである。

しかしながら、春秋時代の縣は、皆この様に理解してよいかというと、どうも、そうはいえないのである。そのよい例は、晋の縣である。晋の縣は、君主の直轄地ではなくて、家臣に賜る采邑であると云うことを、すでに顧頡剛が指摘している。左傳僖公三十三年の記載によると、晋の襄公元年晋の軍が白狄をうったとき、大功のあった卻缺を推薦した胥臣に「先茅之縣を賞し」、又晋の景公六年に赤狄をうち、士伯がさきにかばった荀林父が戦功を立てたので、士伯にも賞を與え、「亦士伯に賞するに瓜衍之縣を以てした。」(左傳宣公十五年)又、左傳襄公二十六年によると楚ではみだりに刑罰を行うので、楚

の人材で晋に亡命して行く者が多いと云うことを蔡の聲子が語っていることばの中で、「椒擧、申公子牟に娶れり、子牟、辰を得て亡ぐ、君大夫、椒擧にいう『汝、實に之を遣りき』と、懼れて鄭に奔り、……今晋に在り。晋人將に之に縣を興えて、以て叔向に比せんとす」といつている。すなわち、楚から亡命して來た椒擧に、晋では縣を興えて重用しようとしてゐる、といふのである。より重要な史料は左傳昭公三年に記されている。重要な史料であるから全文を掲げよう。

夏四月、鄭伯如晋、公孫段相、甚敬而卑、禮無違者、晋侯嘉焉、授之以策、曰「子豐有勞於晋國、余聞而弗忘、賜女州田、以昨乃舊勳」伯石再拜稽首、受策以出、……初州縣欒豹之邑也、及欒氏亡、范宣子、趙文子、韓宣子、皆欲之、文子曰「溫、吾縣也」、二宣子曰「自郤稱以別三傳矣、晋之別縣不唯州、誰獲治之」、文子病之、乃舍之、二宣子曰「吾不可以正義而自與也」、皆舍之、及文子爲政、趙獲曰「可以取州矣」、文子曰「退、二子之言義也、違義禍也、余不能治余縣、又焉用州、其以徼禍也」……豐氏故主韓氏、伯石之獲州也、韓宣子爲之請之、爲其復取之之

故。

鄭伯が晋に行つたとき、鄭の大夫の公孫段は鄭伯をたすけて晋公に禮儀をつくし、たがうことがなかったの  
で、晋公は之をよろこび「子豐（公孫段の父）は晋國に  
勞有り、余聞いて忘れず、女に州の田を賜いて、乃の舊  
勳に昨ゆ」と策命して、公孫段（伯石）に州の田を賜つた。  
ところで、この州と云う邑は縣で、初め欒豹の邑であり、  
欒氏が亡んだので、范宣子、趙文子、韓宣子の三家は皆  
この州縣をほしがつていたといふのである。「初め州縣  
は欒豹の邑なりき、欒氏亡ぶるに及んで、范宣子、趙文  
子、韓宣子、皆之を欲す」といふのがそれである。そこ  
で先ず趙文子が「溫は吾縣だから、州縣は當然自分の手  
に歸るべきだ」と主張した。それは、どう云う意味かと  
いうと、後でも詳しくふれる様に、溫も州ももとは周の  
邑であつて、晋の文公のとき、周の王室をたすけた功に  
よつて、周から賜つた地である（國語晋語二、左傳僖公廿  
五年）。文公は溫を縣とし、その腹心の臣の狐湊を溫の縣  
大夫として州の邑をその管理下においた。後州は溫縣の  
管轄から分れて州縣となり、郤稱に與えられ、後、欒豹  
の邑となつた。一方溫縣は狐湊の後、陽處父、陽處父が、

殺された後は、卻至の邑となり（左傳成公十一年）、卻至が族滅された後、おそらくこの趙文子の手に戻したのである。それ故、趙文子は、「温は吾が縣なり」といって、州縣はもと温縣からわかれたものであるから、それは當然自分の手に歸るものと主張したのである。それに對して、范宣子、韓宣子の二人は、「州縣は温縣から別れたものとは云っても卻稱以來すでに三傳しており、晋では縣を別けて別縣をたてることは普通で、何も州のみにかぎらないのだから、その様に遡及して本の縣の持主に返すべきだといふのであれば、誰も別縣を治するとは出来なくなる」といって反對したのである。この正論によって、趙文子は州縣をあきらめ、范宣子韓宣子も、州縣には關與しないこととして手を引いた。後、趙文子が執政になったとき、この機會に州縣を手に入れておけ、という息子の趙獲のすすめも趙文子はかたくしりぞけ、さき二氏の正論にそむくことは禍をまねくだけだ、といつてしましめたのである。ところが、はからずも、この皆の欲しがっている州縣は、鄭の大夫である子豐（伯石）に賞賜されたのである。これは、子豐の家では昔から晋へ來るときには、いつも韓氏の家に客となるならわしに

なっていて、韓宣子は、子豐と親密な關係にあったので、趙文子に代つて執政の地位につくと、韓宣子は、子豐に州縣を賜る様に晋侯に進言し、やがてそれを自分のものにしよつとしたのだ、といふのである。この州縣のはなしはこれで終るのではない。更に左傳昭公七年の記載によると、やがて子豐は死ぬ、そして鄭の子産が韓宣子に州田を歸すのである。子豐の息子の豐施は晋國に何等功がないのであるから、父の故をもつて州の田をもちつゞけることは却つて晋國の怨みを買うといふのが子産の表面の理由である。これで、韓宣子の豫定の計劃通りに、州縣は自分の手に入るようになるのであるが、さきに自ら正論をいはいて趙文子をおさえた手前もあるので、宋の大夫樂大心がこの州縣を與え、樂大心が晋侯より賜つていた原縣と交換するのである。

以上のことより明らかな様に、晋における縣は、賞賜の對象として家臣に與えられ、單に自國の大夫に對して與えられるばかりでなく、晋に従屬している他國の大夫や、晋に亡命している他國の大夫にも、云わば采邑として與えられているのである。とうていこれは、君主の直轄地である、などとは云えない。戰國期以降の直轄地と

しての縣は、すでに春秋時代からも見られ、それは秦楚のような新興國では新得の領地を縣とし、中原内の古い諸侯國においては家臣の采邑を沒收して直領地としこれを縣と云った、と云う様なことが我が國では通説になっている様であるが、そして、そこで中原内の古い諸侯國の例としてあげているのは、きままって、晋の例であり、そしてそれは、あの有名な祁氏の田と羊舌氏の田を分けて十縣としたという左傳昭公二十八年の史料をもととして云われているのであるが、しかし、今ここに擧げた晋の縣の例から考えると、そう云うことは簡單には云えないのである。このことはすでに早く顧頡剛が指摘しているところである。私の問題は、この顧頡剛の重要な指摘から出發する。顧頡剛はそのすぐれた研究において、晋や齊の縣は卿大夫の采邑であり、秦楚の縣は君主の直轄地であるとして、春秋時代の縣を二つのタイプに區別した。これは従來の顧炎武以來の通説を一步ぬききん出るきわめて重要な指摘と云わなければならない。しかしながら、問題は、この様に區別しただけでは片付かないのである。その様な全く異つた具體的關係をもつものでありながら、それらが同じく縣ということばで表現されてい

るといふことは、何を意味するのであろうか。春秋時代の「縣」には二つの違つたタイプがあるというその「縣」とは一體何なのであろうか。先ずこゝ提問することから、私達の問題を出發させよう。それは、顧頡剛が指摘した、春秋時代の相異なるタイプと性格を無視することなく、その上に立つて、しかも尙、この縣の生成期における多岐な動きを統一的にとらえる立場が見定められないと、實は戰國秦漢時代の郡縣制のもつ問題も、十分に理解出來ないのではないかと、私自身恐れるからに外ならない。

- (1) 顧炎武、日知錄卷二十二、「郡縣」
- (2) 姚鼐、惜抱軒文集卷二、「郡縣考」
- (3) 趙翼、陔餘叢考卷十六、「郡縣」
- (4) 例えば、鎌田重雄「郡縣制の起源について」東京教育大學「東洋史論集」昭和二十八年
- (5) 顧頡剛、「春秋時代的縣」禹貢半月刊第七卷第六・七合期、一九三七

## 二

ところでもう一度晋の縣について考えてみよう。  
晋について縣のことが最も早く史料に見えるのは、晋

の襄公元年(前六二七年)に胥臣に先茅の縣を賞として賜ったという、前述の左傳僖公三十三年の記事においてである。しかしそれ以前から晋には縣があつた。それは左傳僖公二十五年にある次の記事である。晋の文公二年(前六三五年)に、晋の文公は、王子帯の亂のために鄭に出兵した周の襄王を救援して王城にかえし、その功により、襄王は晋の文王に「陽樊・温・原・欒・茅之田を與えた」文王は、この周から賜った諸邑を管領するために、家臣の「趙衰を原の大夫とし、狐溱を温の大夫と爲した」と記されている。ところで、この原や温の邑は、左傳昭公三年や昭公七年の記事には、原縣、温縣と記されて出て来るから、晋では、この周から獲得した温・原の邑に縣という名稱をつけていたことは疑いない。「趙衰を原の大夫とし、狐溱を温の大夫とした」ということは、單純な采邑として、原・温の邑を趙衰や狐溱に賜つたということではなさそうである。それは、趙衰を原の大夫に任ずる前に、誰が適任であるかを、文公は側近の侍人に問うているのであるが、その問い方は「晋侯、原の守を寺人勃鞞に問う」と記されているからである。寺人は趙衰が適任であると答えたので、文公は趙衰を「原に處ら

しめた」のである。「原の大夫」とか「原の守」とか云うことは、具體的にどう云う關係を意味するのだろうか。「原大夫」「温大夫」とか云う様に、大夫の上に邑の名を冠する用例は他にもある。後述する左傳昭公二十八年の有名な史料、すなわち、魏獻子が晋の執政になるに及んで「祁氏の田を分ちて七縣となし、羊舌氏の田を分ちて三縣となし、司馬彌牟を鄆の大夫となし、賈辛を祁の大夫となし、司馬烏を平陵の大夫となし、魏成を梗陽の大夫となし、知徐吾を塗水の大夫となし、孟丙を盩の大夫となし、樂霄を銅鞮の大夫となし、趙朝を平陽の大夫となし、儼安を楊氏の大夫となした」と云う記述に示されている「鄆大夫」、「祁大夫」、「梗陽大夫」等は、皆大夫の上に邑の名を冠した用例である。これらは、制度的關聯からのみいえば、その縣を統治管領——その具體的内容が問題なのであるが——するために中央から任命派遣されたもの、すなわち官職としての縣大夫であつて、前述の楚の縣公、縣尹と同じ性格なものと、一應は云えようである。梗陽縣の大夫に任ぜられた魏成が、その縣内でおこつた訴訟事件(獄)を決着することが出来なくなつたので、中央の執政者である魏獻子に上した(左傳昭

公二十八年)という様な例も、そのことを推測させる。そうすると、趙衰が原の大夫となったとか、原の守であったとか云うことは、制度的な意味では、晋においても、原・温に關する限り、その縣は君主の直轄地であると、一應はいえそうである。ところが、そこにもう一つ問題がある。邑の名を大夫の上に冠する例は實は縣でない邑の場合も多いのである。例えば魯について見よう。左傳襄公二十九年によると、魯の季武子が下という邑を横奪して、その云いわけに魯公に對して「下を守る者將に叛かんとするを聞き、臣、徒を帥いて之を討ち、既に之を得たり」といつて事後承諾を求めている。下は魯の公の邑である。「下を守る者」とは、魯の公邑を管理するため、魯公から命ぜられた者、すなわち「下大夫」である。魯語では、この「下を守る者」が「下人」と記されており、又左傳文公十五年の杜註では「下人とは、魯の下邑大夫也」と記されている。周では、甘大夫襄というものが出て来る(左傳昭公九年)。この甘大夫襄は、同じところに甘人とも記されて出て来る。正義は、「公邑大夫は皆邑名を以て呼んで某人となす」(左傳襄公十年鄭人紇の杜註)という。某人と記されているものがすべて邑大夫で

あるという逆はなりたないが、公邑を管理する者、その邑の名をとって某大夫といったことは疑いを入れな<sup>い</sup>。公邑というのはいうまでもなく君主に直屬する邑である。公羊傳の「私邑を以て公邑に累<sup>か</sup>ねず」(昭公五年)の公邑である。春秋初期頃の諸侯國においては、君主の居住する城邑すなわち「國」の支配の及ぶ範圍内には、多くの原住民氏族の邑があった。それらの邑の或るものは君主の一族功臣に采邑として與えられ、そのあるものは君主に直屬していた。これが公邑である。さきの魯の下邑などはそれであろう。魯ばかりでなく、その他の諸侯國でも、縣という名稱が左傳に出て来る前から、又その後でも、こう云う公邑はあったのである。中原の諸侯國ではこう云う公邑は次第に卿大夫の采邑に與えられて私邑化し行く傾向にあり、又さき魯の下邑の様に、有力な卿大夫によって横領されるということも起るのであるが、その當初は、支配者氏族のすむ邑すなわち「國」が、これらの被征服者たる原住民氏族の邑をそのまゝ支配するといふ、云わば總體的支配の形をとるものであったのである。魯では、宣公十五年「初めて敵に税す」といふことが行われたが、これは先ず最初は國の近郊の田と

(31) 春秋時代の縣について

この様な公邑で行われたものと考えらるべきである。畝がウネであるか、ホであるかの問題は別としても、その様な徴税方法が行われ得る様になったのは、君主の側における経済的要求の増大はもとよりであるが、従来の原住民氏族の邑の内部において家父長制的分化が行われ始めたことを意味する。

この様に見て来ると、同じく君主に直屬する邑でありながら、又その邑を治するために邑名を冠する大夫がおかれながら、一方ではそれに縣という名稱を附し、他では縣という名稱が表われて来ない(例えば魯では特定の邑に縣という名稱を附した例は文獻には出て来ない)ということは何故なのであるか。春秋時代においては、君主に直屬する邑は縣のみではなかったのである。又最初に記した様に、直轄地でない縣もあったのである。そうすると、一體、縣とは何なのであるか。

(1) 邑の名を大夫の上に冠して某邑大夫という用例は、實は公邑の場合ばかりではない。貴族の私邑の場合でも、貴族が自己の采邑をその家臣に命じて管理させる場合にも、その管理人を、その管理する邑の名を冠して某邑大夫という場合がある。魯の成大夫公孫朝というのはその例である(左傳昭公二十六年)、成は當時孟孫氏の采邑であった。成

の大夫公孫朝は、孟孫氏の家臣でその采邑を管理する者である。そういう者は一般に宰と呼ばれたが、實は公邑大夫の場合にも宰と云うことばが用いられている場合もある。左傳哀公八年の「王犯、嘗て武城の宰となる」というのがそれである。武城は公邑である。

三

以上の考察によって、こゝに問題は二つに分けられる。

第一は、同じく君主に直屬する邑でありながら、縣という名稱を附せられるものと、そうでないものとがあるということ、第二は、縣という名稱でよばれる邑でも、君主の直轄地と、然らざる者があるということ。先ず第一の問題から考えて行つて見よう。

左傳に出て来る縣という名稱を與えられている邑を、一つ一つしらべて行くと、それは殆んど大部分が、もととは、從來他國或は他國の邑を獲得して、自國の邑にしたものである、ということが知られる。そのことは、從來秦楚の縣については云われていたが、私は晋の縣についても、起源的にはそのことは云い得ると思う。

楚では、武王のとき「權に克ち、鬪縉をして尹たらし

む」と、左傳莊十八年に追記されているのが、文獻に徴し得る限り他國を滅して縣とした最初であろう。そこで云う「鬪縉をして尹たらしむ」という尹は、縣尹のことであることは、第一節にあげた申公の場合の諸例から考えて見ても、疑いなからう。次には、楚の文王のとき、申・息の二國を滅して、縣にしたことは、前述の通りである。次には楚の莊王のとき(前五九八年)陳國を滅して縣にした(左傳宣公十一年)、ついで、靈王のとき(前五三一年)蔡を滅して縣とした。その外、莊王が鄭を伐ったとき、鄭伯が「改めて君に事えて、九縣に夷しくせば、君の惠也、孤の願也」(左傳宣公十二年)といつて和を乞うたと記されているから、そのとき(楚の莊王十三年)までに、楚では九縣あったことになる。そのときまでに楚が滅した國は、以上の、權・申・息・陳の四國外に、鄧(左傳莊六)、弦(左・僖六)、黃(左・僖十二)、夔(左・僖二十六)、江(左・文四)、六(左・文五)、庸(左・文十六)の七國で、合計十一國になり、九縣以上になるのであるが、この九縣の九と云う數字は實數ではなく、概數でその多きことを指した數字であろう。いづれにせよ、これらの國々は、今日の河南省南部一帯、安徽省の西部、湖

北省北東部に點在する小國であつて、楚が中原の地に向つて北進するその過程において、これらの小國を滅して、縣として行つたのである。

晋においても、その初期の縣は、皆新得の邑である。

原縣・潁縣・州縣は、前述の如く、かつて周の司寇蘇忿生の領邑であつたもので、それが晋の文王のとき(前六三五)、周王から賜つたものである。そこは大行山の南、黄河の北岸に位する所謂南陽の地であり、ここを獲得することによって晋の從來の南方國境は更に南にまで延びたのである。これより前に、晋の獻公のとき(前六六一)「耿、霍、魏を滅し、……趙夙に耿を賜い、畢萬に魏を賜い、以て大夫となした」ことが左傳閔公元年に記されている。文公のとき、潁・原等の地を周から賜り、「趙衰を原の大夫となし、狐奏を潁の大夫となした」と云う前述の記述と参照すれば、おそらく「以て大夫となした」と云うことは、趙夙を耿の大夫、畢萬を魏の大夫とした意味であろうから、この獻公のとき滅された耿・魏の邑は、縣とされたのではないかと思う。つぎに、襄公のとき(前六二四)、胥臣に賜つた前述の先茅の縣は、杜預は、先茅は人名としているが、顧棟高は、蘇忿生の田ではな

いか、とも云っている。もしそうだとすれば、それは温・原等と一緒に周から賜った茅の邑（左傳僖公二十五年）と關係があるのかも知れない。更に晋の景公のとき（前五九四）、士伯に賜った前述の瓜衍之縣は、その地の來歴を知る由もないが、瓜衍の所在は、顧棟高によると、晋の中心地汾水の下流の絳附近からは遠い北方の僻地であつて（今日の孝義附近）、晋の勢力が、この汾水下流の中心地から、それをとりまく白狄、赤狄の蠻族を逐いながら、次第に北方にものびて行つたものとすれば、そこはもと戎狄のすむところであつたであらう。顧棟高によれば晋の獻公のとき虞・虢を滅して、其の民を瓜衍に遷したという。これは何にもとづくか、明らかではないのであるが、もしそうだとすると、私達の推定には有利である。

晋の頃公の十二年（前五一四）に魏獻子が祁氏・羊舌氏の田を沒收して、祁氏の田を分けて七縣とし、羊舌氏の田を分けて三縣としたという、前記左傳の記事は、晋の縣は家臣の采邑を沒收して縣としたのだと云う從來の通説の基づくところとして著名である。しかしながら、祁氏・羊舌氏の田は沒收されてはじめて縣となつたのでは

なくその前からすでに縣となつていたことに注意しなければならぬ。すなわち、それより前に、すなわち晋の平公の二十一年（前五三八）に、楚の大夫遠啓疆がかつたことばの中で「韓の賦する七邑は皆成縣なり、羊舌の四族は皆疆家なり。晋人若し韓起、楊貽を喪わば、五卿八大夫、韓須・楊石を輔けて、其の十家九縣、長轂九百、其餘の四十縣、遺守四千に因り、其の武怒を奮い、以て大恥に報いん」と云っているからである（左傳昭公五年）。そこで云う十家九縣とは、韓氏六家と羊舌氏四家との領する縣の合計であつて、羊舌氏の邑は縣をもつてかぞえられているのである。又そのことから、祁氏の邑も同様であつたらうと推定されるのであるが、それを傍證するものは、祁氏の中心的人物であつた祁奚が、これより前から「祁大夫」と呼ばれていることである（左傳襄公二十一年）。このことについては後に詳述するが、趙衰が原大夫であり、狐溇が温大夫であり、又祁氏の田が沒收されて、そこに新たに七人の縣大夫が新任されたとき、祁の本邑を與えられた賈辛も祁大夫と呼ばれたことを考えると、晋の平公六年（前五五三）のとき、すでに祁奚が祁大夫とよばれていたということは、そのときはす

でに祁は縣ではなかったか、と思うのである。それ以前のこととは不詳であるが、この祁氏の田の所在を、その分けられた鄆・祁・平陵・梗陽・塗水・馬首・孟の諸邑についてみると、いずれも、前述の爪衍之縣より更に北方の今日の太原に至る地域にあつまっており、そこは當時の晋のまさに北邊である。文公の卒した翌年、白狄はこの邊一帯に出没しており、襄公は祁のすぐそばの箕に兵を出して白狄を伐っているのである。獻帝の末年、宰孔が「景霍、以て城となし、汾河涑澮渠を爲し、戎狄之民、實に之を環る」といっている様に、景なる霍山が當時の晋の北境であつて、汾水下流の絳を中心として、獻公以後、次第に霍山を越えて太原の方に戎狄を逐つて北方にその勢力をのばして行つたのであろう。

秦においても、商鞅の變法以前の春秋時代にすでに縣がある。「武公十年(前六八八)、封・冀の戎を伐つて初めて之を縣にす」「十一年、初めて杜・鄭を縣とし、小虢を滅す」(史記秦本記)とあるのが、それであるが、新得の邑であることは問題ない。呉にも「王餘祭の三年、齊相慶封罪有り、齊より呉に來奔す、呉、慶封に朱方之縣を封じ、以て奉邑となす、」(史記吳世家)とあるが、具體

的なことは未詳である。齊については、後で齊侯鐘の銘文に見える縣が問題となるが、それは後にのべる。

以上によつて春秋時代の諸國の縣は、新たに獲得された他國の邑を自國の領邑とすると縣という名稱をもちいるか、或はその獲得の經過が未詳のものでも、多くは、その國都からはなれた當時の邊地にあることを知った。このことは、次のことを私達に想起させる。

それは、縣ということばは、鄙ということばと連稱して用いられる例が多いということである。例えば、晏子が齊の景公をいさめたことばの中に、「縣鄙の人、(國に)入りて其政に従う」といっている(左傳昭公二十年)。又、鄭の王族駟氏の宗家の後つぎの問題について、晋の大夫が干渉しようとしたとき、子産が「晋の大夫にして、専ら其の位を制せば、是れ(鄭は)晋の縣鄙也」といっている(左傳昭公十九年)。そこで縣鄙ということばは、國都に對して用いられている。晋の大夫が鄭の内部のことについて干渉を専らにするならば、鄭は、晋の縣鄙と同じではないか、という子産の抗議に示されたこの縣鄙の用例は、さきに挙げた同じく鄭が楚に圍まれたとき鄭伯が楚に和を乞い「改めて君に事え(楚の)九縣に夷しくす

るは、臣の願也」といったことばを想起させる。又僖公三十年、秦と晋が鄭を圍んだとき、鄭の大夫の佚之狐は國危しと見て秦君のところへ使して和を乞い、次の様なことをいっている。「秦晋、鄭を圍む、鄭すでに亡ぶるを知れり。若し鄭を亡ぼして君に益有らば、敢て以て執事を煩わさん、國を越えて以て遠を鄙とするは、君もその難きを知らん」と。「遠(國)を鄙とする」とは、秦の國都から遠くはなれた鄭をほろぼして、秦の鄙とするという意味である。この用例は、楚が申息をほろぼして「申・息を縣とする」と云う用例と相近い。周の單襄公が宋に使いする途中、陳國を通ったとき、陳國のみだれているさまをみて、それを報告したことはの中で、「國に寄寓なく、縣に施舍なし」といい、それと對照的に周の制をかたつたことばの中で「國には事を班つあり、縣には民を序するあり」と云っている(國語周語中)のは、國と縣とが、丁度國と鄙と同じ様な關係において對文で用いられている例である。この周語のかたる單襄公のことばは、その他の用語から見ても、きわめて周禮くさいのであるが、そして又周禮の官制は組織としては周制を意味するものとは、もちろん信じられないが、たゞその周

禮においても、縣は國中から遠くはなれた地域をさして用いられていることは注意したい。又管子小匡篇や國語齊語にある、國・鄙の組織化の記述も、戰國以降の狀況をきわめて形式化し抽象化してつたえたものと考えられるが、そこでも縣は、國の組織の中にはなく、鄙の組織の中の一つの單位として出て來ることも、考慮の中に入れておこう。

春秋時代において、鄙は、國都以外にある邑の總稱である。國都をはなれて存する多くの邑を鄙とよんでいたのである。左傳襄公二十六年に「六月、公、晋の趙武・宋の向戌・鄭の良霄・曹人に澶淵に會して以て衛を討ち、衛の西鄙懿氏六十を以て、孫氏に與う」とある。衛の國の西鄙にある懿氏の食邑六十邑をとつて、孫氏に與えたというのである。左傳昭公五年に「魯の豎牛が東鄙の三十邑をとつて、以て南遺に與う」とある。ここで西鄙、東鄙というのは、その國都を中心にして西の方にある邑を總稱して西鄙といい、東の方にある邑を總稱して東鄙と云うのである。左傳襄公二十八年傳に「慶氏亡るに及んで、……晏子に郕殿を與う、其の鄙六十」とある。郕殿というのは願棟高によれば、今の山東省萊州の昌邑

にある齊の大邑である。其の鄙というのは、この邨殿の大邑の周邊に散在する群小の屬邑をさす。すなわち邨殿を中心としてその鄙である。その様な邨殿の大邑の周邊の六十の小邑を、一緒に晏子にあたえたと云うのである。ところが晏子春秋卷七外篇第二十四には、晏子のことばとして「昔吾が先君桓公、管仲に狐と穀とを與う、其の縣十七」とある。狐と穀共に地名である。ここで「其の縣十七」とある縣の用例は、さきの邨殿の場合の「其の鄙六十」という用例と全く同一である。ここでは縣は鄙と全く同じ意味でつかわれていると考えなければならぬ。戰國期以降の縣の意味で解したのでは全く意味が通らないことになる。しかし晏子春秋の史料は、やや不安定である。より確實な史料で説明しよう。それは、齊の靈王のときの金文であるとされる齊侯鐘の次の様な銘文の一節である。齊侯鐘は、齊の靈王(前五八一—五五四)につかえた叔夷という人物が、三軍の師長に任ぜられ、又卿となつて、邑を賜與されたので、その恩寵を記念して作つた器であるが、その銘文に、公のことばとして「余、女に釐都・審劓を賜う、其縣二百」とある。孫詒讓は、古籀拾遺卷上において、釐と來とは古音同じで經傳でも

多く通用されているから、この釐は萊であろうとし、郭沫若もそれに賛成し、左傳襄公六年に「齊侯、萊を滅す」とあり、それは齊の靈公の十五年(前五六八)のことであるから、萊を伐つに大功のあつた叔夷にその萊の邑を賜つたのであろうとしている。そして又縣二百とあるから、「古の縣甚た小なるを知るべしといっている」(兩周金文辭大系考釋)。しかし、その縣の解釋は少し變である。萊は周知の様に山東半島の僻地に古くからある東夷の國である。そこに所謂縣制がひかれていたとは考えられない。これは、さきの「晏子に邨殿に與う、其鄙六十」「管仲に狐と穀とを與う、其縣十七」「汝に釐都・審劓を賜う、其縣二百」とならべてみればおのずから明らかである。釐都は萊の中心的大邑であり、審劓は不明であるが、孫詒讓、郭沫若共、釐(萊)の子邑であろうとしている。釐(萊)の屬邑の中で比較的大きな邑であろう。しかしその外に、萊には二百もの多くの群小の邑が附隨していた。その様な萊の大邑を中心としてその周邊に散在する群小の邑を、一括して齊の靈公は、叔夷に賜つたのである。それ故、それにつづけて、「余汝に命じて予が釐邑を劓めしむ」といっているのである。この金文にあ

(37) 春秋時代の縣について

る「其縣二百」は、前記左傳の「晏子に邶殿を與う、其鄙六十」と、基本的には、殆んど同じ關係をさしているものと考えてよい。齊侯罇鐘と銘文の字形も内容も似ている齊子中姜罇の銘文には「侯氏之に邑二百九十有九邑を賜い、之に□之民人都鄙を與う」とあるが、そこでは縣の字はもちいられていないが、具體的にはほど同じ關係を示しているものと考えられる<sup>(1)</sup>。

この様に考えて來て、私は、縣と云うことばが、鄙と云うことばときわめて近似して用いられていると云うことを知った。國都を中心として、そのそとにある羣小の邑を總稱しての鄙と、以上の齊侯罇鐘その他の縣の用例は、きわめて相近いのである。このことは、これから縣のさまざまな具體的形態を追求する前に、それらをつむ共通の出發點として、きわめて重要な發見である。私達は、やっと、さまざまな具體的形態をとる縣を、縣と云うことばにかけて、一つの共通な點にまで抽象することが出來た。この内容をぬきにした、共通の一點から、縣の具體的な多岐な形態につきすすんで行かねばならぬ。

(1) 齊侯罇鐘の縣の用例とは異なるが、縣ということばが、

特定の邑をさして用いられるのでなく、その邑を中心としてその周邊にあるいくつかの小邑をふくめて用いられる例は晉の縣の場合にある。前述の左傳昭公三年の條において、州縣をめぐって范氏・趙氏・韓氏が争つたことが記されているが、そのとき趙文子は、州縣はもと温縣から別れたものだから、現在温縣をもっている自分の手に返るべきだという意味のことを云っている。杜註では「州はもと温に屬す」といつている。又范宣子、韓宣子は「晉の縣を別つは唯州のみにあらざる也」と云って、晋では縣がいくつかの別縣に分けられて行くのが一般だと云っている。ところで縣を分つ、と云うことは一つの邑を人為的に分割するということではない。州縣は温縣から分れたと云うのは、杜註にも「州はもと温に屬す」とある様に、州はもと温の屬邑で、温縣の中にふくめられていたということである。左傳(僖公二十五年)では、晋の文公が周から賜つた邑として、陽樊・温・原・横・茅の五邑しか記されていないが、晋語四では、陽樊・温・原・州・陘・絺・鉏・横・茅の九邑が記されている。州の邑は、左傳には記されていないが、國語には記されているとすると、左傳の方は、主だった邑のみ記し、國語の方はそれに屬する子邑、或はより小さい邑までいちいち名を擧げてしるしたものと考えられる。左傳の擧げた主だった五邑の中、温と原はその中でも比較的大きな、南陽でも中心的な邑であったことは、その前からしばしば左傳にも見えていることから察せられる。温と原とは、州の外にもいくつかの子邑屬邑があっ

たのだろう。それ故、晉ではそれらの九邑を手に入れると、「趙衰を原大夫とし、狐溱を温大夫」として、それらの邑を治せしめたのである。したがって、當初は、温縣と云つても州その他の屬邑がその中にふくめられていたのである。そしてそれらの邑は、やがて、温縣から州邑が分れて州縣となった様に、それぞれ縣となつて別個の大夫に與えられて行くのであろう。この様に考えると、晉では最初他國から獲得したいくつかの邑を「一まとめにして、その中心的な邑に縣の名をつけて、某縣と呼んだものと思われる。韓氏の賦する七邑は（それぞれ）成縣也と云う成縣とは、こう云う大きな縣を意味したのではなからうか。但し、温縣の縣はあくまで晉の國都に對しての關係であり、齊侯鐘の縣は、釐都に對しての、釐都を中心としての、縣の意味であることは、區別しておかなければならない。

四

前節において、私は、問題を整理するために、春秋の中頃から多岐な具體的内容をもつて來る縣の間に共通する一面をもとめて、縣は鄙ときわめて相近似する一面をもつことを知った。具體的内容をぬいて云えば、縣も鄙も、國都の外の邑を意味する共通な一面がある。これは私達の問題追求のための第一の前提である。しかしなが

ら、それならば、縣は鄙と全く同じなのであろうか。國と、國都の外の邑との具體的なかかわり方に、一歩足をふみ入れると、そこに鄙の中における縣の特殊な歴史性が問題となつて來るのである。私はさきに齊侯鐘の銘文にある、「其縣二百」を、左傳の「晏子に邶殿を與う、其鄙六十」の鄙と同じ意味によむべきではないか、と云つた。ことばの意味するところは、それでよいのである。しかしながら、晏子に與えられた邶殿の大邑とその周邊の鄙の邑との具體的關係と、叔夷に與えられた萊の大邑と、その周邊の邑との具體的なかかわり方とは、どうも少し違ふのでないかと思わせる史料を私達はもっているのである。それは左傳襄公六年の次の様な記事である。「齊侯、萊を滅し……萊に入る。萊の共公浮柔、萊に奔る。……陳無宇（齊の大夫）、萊の宗器を襄宮（齊の襄公の廟）に獻ず、……萊を郕に遷す、高厚杼（齊の大夫）其の田を定む」。これは齊侯鐘の叔夷が大功をたてたあの齊の靈王の萊討伐のより具體的な記事である。ここでは先ず「萊を遷す」と記されていることに注意しなければならぬ。左傳に出て來る「某邑を遷す」と云う用例は、邑の住民を他に強制的に遷すことである。その場合、住民

全部を遷す場合もある、大體は、その統治に障害となる或は住民の抵抗の根源をなす疆族及びそれに附隨する多數の民を、強制的に他に遷すのである。萊の様な未開の東夷の國の場合には氏族組織はあまり分解されていなかったと思われるから、相當多數の民も一緒に他に遷されたものと考えねばならない。齊侯鐘に、「余、汝に車馬戎兵、釐僕二百有五十家を賜う」とある。その釐の僕二百有五十家というのは、他に遷されないでそこに残った萊の民であろう。この様に萊の住民の相當部分を他處に強制的に遷した後、「高厚杼、田を定む」とある様からになった萊の諸邑の田の土地區劃を行うのである。

「田を定む」とは封洫することである。そしてそこへ、おそらくは齊の本國から、貧民遊民を或は征服した他國の民を徙して來て入植させ、新たに區劃された土地をわりつけて、開墾耕作に従事させることになる。くわしい状況はわからないが、戰國に入つて、秦が常套的に行つた徙民政策、例えば「昭襄王二十一年、魏、安邑を獻す、秦其の人を出し、募りて河東に徙し、罪人を赦して之を遷す」(秦本紀)、とか「惠王八年、樗里子を將として曲沃を伐たしめ、盡く其の人を出して、其の城地を取り秦

に入る」(史記樗里子列傳)とか云う一聯の徙民政策と相類するものと考えてよい。そこに入植させられた移民は後の例からも察せられる様に、彼等の間には何等の組織をもたず又おそらくは、自らは何等の生産手段をもたず、最初は國家から田宅、農具、種食までも給せられたであろうから、全面的に國に依存した、國の方からすれば、個別的に把握しやすい關係におかれる。從來の様に、氏族組織が強固に根をはっていて、個別的には把握出来ない邑共同體の代りに、人爲的に編成された邑の新しい地方組織も、そこでは可能となることも考えられる。もしも、その様なことが行われたとしたら、萊の大邑とその周邊の群小の邑との具體的關係は、從來のそれとはいちじるしくかわつて來ることとなる。萊の大邑を中心としてその周邊の群小の邑は新しい地方統治組織の下に編成變えされることになる。齊侯鐘に、「其の鄙二百」と記されていないで、「其の縣二百」とかかかっているのは、萊の大邑とその周邊の群小の邑との具體的なかかわり方が従前のそれとはちがっていることを意味しているのではないだろうか。叔夷に萊の大邑と其縣二百を賜つたことは、單純な食邑としてはなさそうである。それはそ

の次に「余汝に命じて予が釐邑を餉せしむ」とあるからである。そのことについて別に検討しなければならぬ。

齊の萊について行った様なことが、他國の縣においても行われたかどうか、明らかではない。しかしながら、その推測を助ける様な史料は若干ある。楚では、楚の武王が權國を滅して、鬬縉を縣尹たらしめたが、叛いたので「權を那處に遷し、鬬敖をして之に尹たらしめた」(左傳莊公十八年)のである。又、「楚の公子弃疾は許を夷(城父)に遷し、城父の人を陳に遷し、方城外の人を許に遷した」(昭公九年)、楚の莊王が陳を滅して縣にし、後述する様にほどなく國を復させるのであるが、そのとき「郷ごとに一人を取りて以て歸り、之を夏州という」(左傳宣公十一年)とある。晋では、瓜衍之縣に晋が滅した虞・虢の民を遷したといわれる。これは不安定な史料ではあるが、それはあり得ることである。晋の文公のとき、溫・原等と共に周から晋に賜った陽樊の邑は、晋の支配に服せず反抗したので、「其の民を出した」と左傳僖公廿五年に記されている。陽樊の邑は後述する様に、晋の溫・原等と共に晋の縣とされるのであるが、それをさらに

って反抗した陽樊の倉葛という者は次の様に云っているのである。「陽樊はいままで周王の德惠をうけ、それをしたうが故に晋には服しない。もし晋が我々に德惠を施すならば、よろこんで服するが、武力をもって宗祏をほろぼし、我々を強壓しようとするならば、我々はあくまで抵抗する」(周語中)と。すなわち、これによると、縣にするということは、従来の邑の氏族制的秩序をそのまま認めて、そのままの形で自主的かというと、縣それを支配することではない。氏族の秩序を破碎し分解して一方的に之を支配することである。晋ではそれを拒否した陽樊の民を出して他へ強制的に遷した。遷した後には當然、他から民を入植させて、之をみたさなければならぬ。ここでも邑の内部組織は、従前のそれとは新しく變貌することとなる。すべての縣が、この様に民の入れかえが行われたのではない。抵抗の弱い邑では、そのまま政治的強壓によって従来の自主的な氏族の秩序は破碎されて行ったのであろう。しかしながら、中原の地にある古い氏族の傳統をもつ國々においては、それがいかに小國であっても、その傳統的氏族の秩序を破碎されることに對しては、きわめて強い抵抗を示した。楚の春

秋時代の縣は、その最前線は申・息にとどまり、それより更にすゝんで多くの國を伐っているのであるが、縣がおかれなかったのはその故である。楚が中原に近づくにつれて、楚は多くの困難な問題に當面しなければならなかったのである。<sup>(附註)</sup>陳が、楚に二度も滅されて、縣にされながら、二度共ほどなく國を復されて、自治を許されるのは、いろいろな事情もあるが、その底には、消極的なそれであれ、その古い民族的傳統の抵抗があるからである。蔡も楚の靈王によって滅されて縣となるのであるが、蔡の疆族が陳の族にもはたらきかけて、楚に對して叛亂をおこし、楚の靈王を自殺せしめるに至る事件は有名である(左傳昭公一三年)。蔡はそれにより國を復されるのであるが、楚の強壓にたえて、その縣には再びならず、吳にたよって州來にうつって行くのである。漢水流域の姫姓の小國隨も、申・息とは同じ頃から楚の壓迫をうけ、楚に敗れるのではあるが、楚の縣となることなく盟によって楚に服屬するだけである。その盟約に對しても、隨は、やがて同じく楚の壓迫下にある漢水流域の諸小國を率えて楚に叛くのである(左傳僖公二十一年)。その結果再び楚に敗られても、縣となることなく、世々盟

誓をかさねて、その社稷は維持して行くのである。この様に中原の地においては、いかに小國であっても、自己の民族的傳統をまもる自立性がつよく、春秋時代の中原の地においては、大國が小國を服屬させるためには、盟という形式がとられるのが一般であったのである。それはいかに屈辱的な服屬ではあっても、自國の民族的傳統と秩序はそのまま維持したまゝ、他國に服屬する形式であったのである。したがって小國を滅して、或は他國の邑を獲得して、その民族的傳統を破碎し一方的にそれを支配するという滅國兼併の縣の方式は、先ず楚・秦・晋の様な、いわば中原の外にある蠻族か或は蠻族と關係の深い國が或は周邊の戎狄を滅し、更には中原の地に進出して來る過程において漸くあらわれて來るのであって、それが秦漢時代の縣にまでつながるためには、きわめて多くの抵抗と困難に當面しなければならなかったのである。春秋時代の縣は一、二の例外をのぞくと中原の地の外邊の比較的抵抗のよわいところに設置されたものが多くなのである。

問題をもとに戻そう。私達は、縣は、鄙の邑に強い政治的強壓をかけることによって、その内部組織の變質を

要求するところに生れる、と云った。それならば、何故に、この様な強壓が、邑は縣となることによつてうけねばならないのであろうか。それは、鄙と同じく、國都のそこにある邑なのではあるが、その邑が國に對して、從來とは異つた重要な意味と價值とをもつて來るからに外ならない。春秋時代の縣は、その大部分が、それぞれの國の防衛と進撃の第一線におかれていた。新たに獲得された邑は、縣となつて、その國の從來の國境の前方につけ加えられて行くからである。それは、軍事的據點として又賦の提供源として、嚴重に支配されねばならなかつたのである。もっともさきの齊の萊は、軍事的意味よりも經濟的意味において齊國に重要な意味をもつものであつた。國語齊語、管子小匡篇に、「桓公……齊國の魚鹽を東萊より通じ、關市をして幾して征せざらしめて以て、諸侯の利となす」とある様に、桓公の事蹟としてはもちろんうたがわしいが、以前より萊は魚鹽の利をもつて、齊の侵略のまゝとなつていたのであつて、さきの靈公の萊攻略以前にも、しばしば齊の攻撃をうけていたのである。又、未開拓の萊一帯の廣大な地帯は、齊の開墾政策にも重要な經濟的意味をもつていたろう。「草を墾し、邑

を耕り、地を辟きて粟を聚めるは、臣、甯武に如かず、請う立ててもつて大司田と爲さん」と言う管仲の言は、韓非子外儲説、管子小匡篇、新序雜事篇、呂氏春秋勿躬篇等に見える(個々の字句はそれぞれ多少異同がある)が、これはもちろん戰國期の史料であらうが、その様な開墾政策は春秋中期以降、齊でとられて來たと考えられるふしが多い。齊の萊の場合はそうであるが、しかし、楚晋秦の縣の場合は、専ら軍事的意味において重要であつた。申・息の師は、楚の軍隊の重要な一翼をなし、「陳・蔡・不羨は賦皆千乘」(左傳昭公十二年)、であつた。温・原之師も、晋では重要な役割をはたし、又「韓の賦する七邑は皆成縣で、韓氏と羊台氏との十家九縣は、長穀九百を出し、其餘の四十縣は遣守四千」と云われる程である。この様に、縣は、國にとつて重要な軍事的意味をもつたのであつた。國都外の邑が、新しい重要な意味をもつて來るところに、そしてそのために國が、そのそのの邑に對して從來とは異つた支配組織を要求するところに、邑が縣に代つて行く契機があつたのである。魯やその他の中原の國々において春秋時代において縣が生れなかつたのは、楚晋秦の様に、周邊の蠻族を逐いはらいながら、

新得の邑をつみかさねて行くことがなく、國都の外の舊來の鄙の邑は、氏族の傳統が強固で、その分解が困難であったことによる。魯では、宣公十五年になって、やつとその公邑に「初めて敵に税する」<sup>（解註）</sup>に至ったのも、それまで、いわば總體的支配が行われていたにすぎないことを物語るものであろう。これに反して、晋楚秦の諸國は、征服その他によって他國の邑を獲得しながらそのフロンティアを前方にたえずおしすすめ、それらの新得の邑を重要な軍事據點としながら、それを縣として新たな國の支配組織の中にくみ入れ、軍事的必要からそこで行われた邑の内部編成を、逆に國の舊來の邑にもち歸ることによって、やがてはその縣制を全國的規模において次第に完成させて行くことになる。

しかしながら、その様な形で春秋時代の縣が、戰國秦漢時代の郡縣制につながって行くためには、その過程においてきわめて困難ないくつかの問題に當面しなければならなかった。私は、國（君主の居住する城邑）のそとの鄙の邑が、從來とはことなつた重要な軍事的意味を國に對してもつようになり、そのため從來の總體的支配とは異つた強い性格の個別的支配を、國が邑の内部に對して

要求するところに、縣が生れて來るといった。しかし、その様な縣が、戰國期以降の直轄地として縣制に發展して行くためには、國自體と云うか國の權力の組織自體も新たに編成がえされなければならなかつたのである。單に支配される邑の氏族に新しい組織化を要求するだけでなく、支配者である諸氏族に對しても、新たらしい組織化が、すなわち官僚化が要求されなければならなかつたのである。そしてこのことはより一層困難な問題であつた。早くから多くの縣を生みながら、この困難な問題に最も苦しんだのは、晋であつたのである。

## 五

私はいままで、晋の縣であろうと、楚の縣であろうと、それが縣と呼ばれるものである限り、それのもつ共通な面から問題を次第に具體化して検討して來たのであるが、縣自體の内部構成に關しては、國によってそれ程の相違が見出されない、と云うことを知るに至つた。それならば、何故に晋の縣は采邑化して行つたのであろうか。晋の縣は家臣に與えられる采邑と同一性格のものであるといふことを指摘したのは前述の様に顧頡剛なので

あるが、ここでもう一度顧頡剛の指摘を検討してみなければならぬ。

私達はさきに、晋の縣大夫は、單純な食邑としてその縣をもつものではなく、制度的には、中央から任命されてその縣を管領するものであって、その意味では、楚の縣尹、縣公と同じ制度的性格のものであることを明らかにした。顧頡剛が、晋の縣は采邑として家臣に與えらるるものが多いと云ったその根據の一つは、功によって「士伯に賞するに瓜衍之縣を以てす」とか、「再命して命じ、先茅之縣、胥臣に賞す」とか云う左傳の表現にある。しかしながら、縣の大夫に任ずるときも似た様な表現が左傳では實はとられているのである。魏獻子が、魏戊を梗陽の縣大夫にしたとき、「吾、魏戊に縣を興う」と云う表現がとられているのである。又、賈辛、司馬烏をそれぞれ祁大夫、平陵大夫に爲したときは、賈辛、司馬烏、王室に功有るにより故に之を擧ぐ」と云って賞賜として與えているのである(左傳昭公二十八年)。又、左傳襄公二十六年に記されている前記の蔡の聲子の言、すなわち、楚の亡命の臣に對して、「晋人特に之に縣を與えて以て叔向に比せんとす」と云う史料をもって、晋では、他國

の亡命の臣にまで縣を賞賜していると、顧頡剛は云っているが、實際には、他國の亡命の臣は晋で單に食邑としてのみ縣が與えられたとは斷言出來ないのであって、そのことは「申公巫臣(楚の大夫)晋に奔る。郤至に因りて以て晋に臣となる。晋人、邢の大夫たらしむ」(左傳成公二年)、「子靈(申公巫臣)、晋に奔る。晋人之に邢を與えて、北狄を扞禦せしむ」(左傳襄公二十六年)「羽頡(鄭の大夫)出でて晋に奔り、任の大夫となる」(左傳襄公三十年)、とあることより推測すると、或は縣大夫に任ぜられたのかも知れないのである。又、例の左傳昭公三年の「州縣は欒豹の邑也」という云い方は、いかにも欒豹の私邑の様であるが、これも欒豹が州の縣大夫であったかも知れないとも解せるのである、「祁氏之田」(左傳昭公二十八年)と表現されているから祁氏は祁氏の私邑だとは斷言出來ないことは、祁奚が祁大夫と呼ばれていることから明らかであるのと同様である。従って「溫は吾縣也」という趙文子の主張も、趙文子か、又はその一族の誰れかが、溫大夫であるかも知れないと解釋することも出来るのである。この様に家臣の采邑だと顧頡剛の指摘した晋の縣の大部分は、縣大夫の管領する縣だとも解釋出来るので

ある。それならば、春秋時代の晋の縣は、やはり、直轄地ではないか、と云うと、實はそうは云えないのである。縣大夫は中央より任ぜられるのであるが、實際の關係をみると世襲を思わせる史料が多いのである。問題の一つは、その中央と縣大夫の具體的なかわり方にある。より根本的には、晋の國家權力の在り方に重要な問題があったのである。このことを明らかにすることは、春秋時代の國家組織、殊にはその軍制について詳しく考えなければならぬのであるが、それは別稿にゆずるとして、今はたゞ問題の所在だけを指摘しておく。

晋の支配者層の構成において、他の諸侯國と異なる第一の問題は、文公以降、支配者の中核をなす公族勢力が缺けていたことであつた。「晋・籍・狐・箕・欒・郤・栢・先・羊舌・董・韓、實に近官を掌り、諸姫の良、其の中官を掌り、異姓之能、其の遠官を掌る」(晋侯四)、とある様に、そこに記されている胥以下の舊族が、實際の政治權力をにぎっていたのである。その固有な政治權力の構成は、晋においては軍制にその基礎をおくものであつた。それは文公のとき作られた三軍の組織——程なく三行がそれに加わり實質的に六軍となり後再び三軍の制

にかえるのであるが——である。中軍、上軍、下軍の三軍には、それぞれ將と佐とがおかれて各一軍を統率し、この三軍の將と佐計六人が卿といわれ、その中、中軍の將が元帥とも稱されて卿の筆頭となり、同時に執政となつた。この三軍の將・佐、即ち六人の卿が晋の政治權力の中核をなすものであり、その地位は、前記の晋の舊族が代る代るその地位についた。舊族とは、晋に古くからある異姓の氏族が大部分であり、晋の君主と君臣主従の關係をむすんでいるものであつて、所謂宗法的秩序によつて、君主の一族すなわち公族が、その國の政治的中核を構成する他の諸侯國とは、いちじるしい相違を示していた。獻公のときの驪戎の内亂は公子群の数の多いことに起因し、そのとき群公子は誅滅されたが、その後も群公子には權力を與えず、君主權力を強化する方針が晋の内政の一つの方向となり、そのため、文公は、一族の力を去つて、これらの晋の異姓の舊族を自己の股肱とすることによつて、君主權力の強大化をはかつたのである。三軍六卿の組織はこの様な文公の要求のもとにつくられたのである。その意味では、晋の政治體制は、君主一族の宗法的秩序をその政治原理とする中原の諸侯國に比す

れば、よりすすんだ段階にあるわけなのであるが、君主がその股肱とした舊い異姓の氏族の族的結合は、實は容易に破碎されなかつたのである。これら舊族は、それぞれ本據とする邑をもち、その代表者は代る代る三軍の六卿の地位につき、その一族子弟は、新たに獲得されて縣となつた重要な邑の大夫に任ぜられて行つた。縣は、縣大夫に賦を提供し、それによつて縣大夫は又自己の一族子弟を中核とする軍隊を編成し、その軍隊が又賦として、國に提供されて、三軍の重要な編成單位となるのであるが、縣大夫の管領する縣は、同時に、その縣大夫の屬する本族の重要な勢力基盤となるのであつた。それはその本族の代表者は三軍の將・佐の地位にあり、晋の政治權力の重要なトレーガーでもあつたからである。従つて縣大夫は中央から任ぜられた地方官的<sup>(1)</sup>性格をもつ一面、その中央を構成する六卿が前述の様に彼等の本族なのであるから、それに私屬するといふ性格を本來もつていたのである。又、その意味で、縣は國の直轄地とも云える反面、具體的には、晋の政治權力をにぎる舊族の重要な勢力基盤でもあつたのである。従つて、これらの舊族を自己の股肱として君主がしっかりと把握する場合に

は、縣はその直轄地たる性格を、縣大夫はその地方官的性格を十分に發揮する。晋文の覇業はそれによつてなされた。しかし、君主にその能力がない場合には、縣は、舊族の勢力基盤として、縣大夫は、舊族の私屬としての性格が前面に露呈されて來るのである。そのため、これら舊族は、より多くの縣を自己の勢力下におくため、相互に争い、わずかな過失をもとにして誅滅し合う様になる。この様な舊族同志の争いをさけるために、韓宣子は、自分の欲する州縣を、鄭の子豊に與えることによつて、おなじくそれをねらっている范宣子、韓宣子の非難をさけ、事實上は、州縣を自己の勢力下においたのであろう。又君主はこれら舊族に對抗して自己の勢力基盤を養うために、他國の亡命の臣に縣を與えることもあつたであらう。こう云う状態になれば、縣そのものが、采邑と同じ形で有力な舊族の間に分配交換されるということも、起つて來るであらう。一方、縣は、新設により、或は公邑、采邑の縣制化により、又從來の縣に屬していた子邑を分けて別縣とすることによつて、その數を増して行く。縣の數が増して行くにつれて、もちろん、縣大夫は、舊族の一族子弟にかぎらず、他の「異姓の能」にも多く命ぜ

られて行く。魏獻子が祁氏と羊舌氏の田を分けて十縣としたとき、その中、梗陽、塗水、馬首、平陽の四縣は、魏氏、趙氏、韓氏、知氏の舊族の子弟に與えられているが、祁と平陽の二縣は、王室に功有る者に賞として與えられ、鄆・盪・陽氏の三縣は異姓の能力ある者に與えられている。しかし、それらの者も、政治權力をにぎる舊族のいづれかの勢力下に入っていくのである。杞の築城工事に非常な老人がいたので、「趙孟がその縣大夫を問えば則ちその屬也」(襄公三十年)とある様に、一族子弟ではなくても、舊族の私屬的關係にある縣大夫が多くなっていくのである。この様な傾向は、これら舊族が相互の争いによって、欒・卻・郤・先・狐・祁・羊舌等の有力諸族が誅滅され、魏氏・趙氏・韓氏・范氏・知氏等の少數舊族の手に權力が集中にしたがい、ますます顯著になって行くのである。この様に、縣は、これら少數有力舊族の私領と化して行き、この様な多くの縣を支配することによって構成された彼等の私領はやがて新しい國として分立して、戰國時代に登場して來ることは周知のところである。そしてこれらの政治權力をにぎる舊族と彼等の勢力下におかれた縣大夫とむすびつける關

係は、それは、前述の様に初期の一族子弟の血縁關係から、次第に異姓と異姓とをむすびつける新しい人的結合關係に代って行くのであるが、それは、戰國時代に入ると、新しい專制君主權力の下に官僚制に轉化して行くのである。

以上私達は晋と楚の縣を例にとりつゝ、春秋時代の縣が、秦漢時代の縣につながって行く過程において當面しなければならぬ困難な問題を見て來た。春秋時代の縣は、すぐには秦漢時代の縣にはつながらないのである。そのためには、それとは裏腹の關係で、社會組織の重大な變改がすなわち從來の族的秩序の破砕がなされなければならぬのである。それは、單に支配をうける民に對してばかりでなく、支配者の側に對しても要請されなければならぬ困難な問題であった。その様な要請を現實化して行くためには、君主自身に他に傑出した權力の基盤が用意されなければならぬ。郡縣制一つの完成體として見る場合には、たしかにそれは專制君主權力の基礎なのである。しかしながら、その生成の過程においては、それと並んで、さまざまに抵抗や困難を排しながらその様な縣制をおしひろめて行くための強力な

君主権力の経済的基盤が必要であったのである。縣の問題とならんで、開墾その他による君主の私有地としての公田<sup>(8)</sup>の擴大が問題となる所以はここにあるのである。

(1) 私は晋の縣大夫、楚の縣公は、縣を管領するために、中央から任命派遣されたものであるといつた。その通りなのであるが、しかしながら、それは、戰國期以降の官僚とはその性格を異にするものであることに、ここに至つて氣付いて來るのである。それは、彼等をささえる社會的基盤が、戰國以降の官僚を生む社會組織と異なるからに外ならない。晋の縣大夫は晋の有力世族によつて多く占められていたが、その點は楚の縣公の場合でも同様である。楚が蔡を滅して縣にしたとき、蔡の縣公になつたのは、楚の公子棄疾であり、楚の申縣の縣公は鬬氏(申公子儀)屈氏(申公巫臣)等、楚の公族出身の有力世族によつて多く占められていたのである。楚の政治權力の中核は、晋の場合とは異なり、公族によつて握られていたから、晋の様な分裂は一應さけられたが、支配者側における族的組織は、むしろ晋の場合よりつよかつたのである。したがつて、晋の縣大夫も楚の縣公も、一應その族的組織の分解した社會に生れる戰國以降の官僚とは異なり、きわめて大きな権力をもつたものであり、實は一種の封公に類する性格さえもつたものである。楚の縣尹が公を稱し縣公が諸侯と並び稱せられる(左傳宣公十一年)のも、そのことを推測させる。楚の平王の太子健の子勝を、令尹子西が「之を邊境に舍き、

(楚の)衛灌、たらしめて、白公と爲す」と左傳哀公十六年に記されているそのことが、史記楚世家では「子西、勝を巢の大夫と爲し、號して白公と曰う」とあることも、このことを推測させる。伍奢の子伍尚が楚の棠大夫となると、棠君と稱せられるのもそれと相類する。このことは、晋で趙衰が、原の縣大夫となつたことを、史記晋世家では、「原を以て趙衰を封ず」と云う表現を以て記していることと共に注意しなければならぬ。春秋時代にすでに縣がおかれたことは、本文で詳述した通りであるが、その縣を治する縣大夫、縣公のもつこの様な族組織とその強大な権力を破砕することなくしては、戰國以降の官僚制下の縣制にはつながらないのである。その様な族的秩序的抵抗は、支配をうける邑の民の例にもあり、邑の民の氏族的秩序を破砕して、それを縣に編成替える際に當面しなければならなかつた困難な問題については、本文に詳述した通りである。

(2) 拙稿「戰國官僚制の一性格」社會經濟史學二三ノ一

(3) 拙稿「先秦時代の山林藪澤と秦の公田」中國古代の社會と文化所收、昭和三十三年、參照

(附註a) 陳については、後藤均平「陳について」中國古代

の社會と文化所收參照

(附註b) 佐藤武敏「春秋時代魯國の賦稅制改革に關する一考察」中國古代の社會と文化所收參照

(一九五七・八・一〇)(一橋大學助教)